

審 査 基 準

平成 6 年 9 月 2 0 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 8 条第 2 項
処 分 の 概 要：通行許可
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道に係るものは、島根県警察高速道路交通警察隊長）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第 6 条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第 5 条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 島根県道路交通法施行細則第 7 条第 1 項
審 査 基 準： 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間： 5 日以内（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先： 警察署の交通課（係）（高速自動車国道に係るものは、島根県警察高速道路交通警察隊）
問 い 合 わ せ 先： 同上
備 考：

別紙：

審査基準：

許可の申請を受理した警察署長（高速自動車国道に係るものは、島根県警察高速道路交通警察隊長）は、当該申請に係る許可対象行為が施行令第6条に該当すると認め許可したときは、標章を交付するものとする。

- 1 道路交通法施行令第6条第2号に規定されている「相当の事情」とは、
 - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならず、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。
 - (2) 社会通念に照らして、目的地に到着するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取り得ない状況にあること。
 - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。のすべてを満たした場合をいう。
- 2 道路交通法施行令第6条第3号に規定されている「貨物の集配その他の県公安委員会が定める事情」とは、島根県道路交通法施行細則第7条第1項第1号から第3号までに定める事情をいう。
- 3 島根県道路交通法施行細則第7条第1項第1号に規定されている「日常生活に欠かすことのできない物品」とは、食料品、日用雑貨など通常の生活に伴って必要となる物品をいう。
- 4 島根県道路交通法施行細則第7条第1項第2号に規定されている「社会の慣習上」とは、冠婚葬祭、引っ越し、地域の祭礼行事等社会の慣習として広く認められているものをいう。
- 5 島根県道路交通法施行細則第7条第1項第3号に規定されている「公益上」とは、公共性、公益性、必要性の高いことが社会的に認知されているものをいう。例えば、電気、電話、水道、ガス等の定期検査に使用する車両、入浴車など福祉関係に使用する車両である。
- 6 島根県道路交通法施行細則第7条第1項第3号に規定されている「業務上の必要」とは、通行許可の申請内容となる業務を通行禁止区域内で実施する必要がある貨物の集配、新聞の配達などの場合をいう。
- 7 島根県道路交通法施行細則第7条第1項各号に規定されている「やむを得ないと認められる」場合とは、許可対象行為に関して、社会通念上、通行許可を得る以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性（公益性）及び必要性があると認められる場合をいう。

